

# 大正期皇室下賜工芸品の発注と制作に関する一考察

長佐古 美奈子

## はじめに

昨年、小松大秀氏は「松楓蒔絵文台硯箱と戸島光孚<sup>①</sup>」において、大正天皇皇后より山階宮芳麿王に下賜された松楓蒔絵文台硯箱の制作者戸島光孚<sup>②</sup>は、現在ではほとんど忘れさられているが、近代を代表する漆芸作家の一人、であったことを、明らかにした。

今回、この松楓蒔絵文台硯箱を下賜した側である、大正期の皇室関係史料を宮内公文書館所蔵史料<sup>③</sup>より調査した。その結果、いままで明らかでなかった皇室よりの下賜品について、その発注や制作の経緯についての関連史料が発見された。

この稿では、それらの史料を紹介することにより、皇室の下賜品の発注・制作の経緯のみならず、工芸品工房の主宰者と作家の関係性についても言及できるのではないかと考える。

以下、史料に基づき、まず松楓蒔絵文台硯箱の下賜の経緯を追っていく。

## 一、山階宮芳麿王への松楓蒔絵文台硯箱下賜の決定

大正九年七月九日、山階宮菊麿王の第二王子芳麿王は成年に達し、成年式をおこない、勲一等旭日桐花大綬章を受章した。そして皇籍を離れ、臣籍に降下し、新たに山階家を創立することとなった。七月二四日、山階の家名とともに家門保続資金を拝領する。

その案件が宮内公文書館所蔵史料『皇親録二 大正九年 総務課<sup>④</sup>』に記載されている。

### 【史料一】

#### 第五三号

※欄外 永久保存

立案 大正九年七月二〇日

大臣 ④ 侍従長 ④ 次官 ④ 宗秩寮總裁 ④ 内蔵頭 ④

一 金参拾五萬圓

右今般芳麿王情願ニ依リ

家名ヲ賜ヒ華族ニ列セラル

ヘキニ付邸宅其ノ他ノ費用ト

シテ賜ハルヘキ哉

#### 第五四号

※欄外 永久保存

立案 大正九年七月二〇日

大臣 ④ 侍従長 ④ 次官 ④ 宗秩寮總裁(サイン) ④ 内蔵頭 ④

一 金百萬圓

右今般芳麿王情願ニ依リ

家名ヲ賜ヒ華族ニ列セラル

へキニ付家門保続資金トシテ  
以 思召特賜可相成哉左ニ  
御沙汰案ヲ具シ此段相伺候也

(朱字) 印刷局製十行罫紙  
(皇室令用紙) 認メ大臣官印 御沙汰案

侯爵山階芳麿

今般授爵ニ付金百萬圓下  
賜候家門保続ノ目的可  
相立候

右奉

叡旨相達候事

大正九年七月 日

宮内大臣

そして、参考ノ案として次ページに明治四三年七月二〇日に北白川宮能久親王第四男子輝久王が臣籍降下し、侯爵小松家を創立した際の下賜金についての記載が続く。

※欄外 (朱字) 参考ノ案 印刷局製十行罫紙 (皇室令ニ用ウル紙) 認メ大臣官印

一金拾二萬圓 侯爵小松輝久

右今般授爵ニ付キニ付家門保続資金

トシテ以 思召特賜可相成哉

御沙汰案相具此段相伺候也

御沙汰案

侯爵小松輝久

今般授爵ニ付特旨ヲ以テ帝室  
御資産ノ内金拾式萬圓下賜  
候家門保続ノ目的可相  
立候

右奉

叡旨相達候事

明治四十三年七月二十日

宮内大臣

これによれば、小松輝久には金一二万円が下賜されており、山階芳麿の一〇〇万円(邸宅費用三五万円と合わせると一三五万円)とは大きな違いがある。この二件の間には十年ほどの開きがあるが、差は経年理由だけとは考えにくい。

芳麿王は山階宮菊麿王の第二王子で、母は九条範子であった。範子妃は菊麿王と結婚後第一王子武彦王、第二王子芳麿王を出産、明治三四年に安子女王を出産の後、二四歳の若さで薨去する。残された幼い王子王女の面倒をみたのは(もちろん直接にはないが)、範子妃の妹であった大正天皇皇后貞子(貞明皇后)であった。その後、菊麿王は島津常子と再婚するが、貞明皇后はその後も甥姪の養育に心を砕いていた。そのゆかりの深さがこの金額の差と考えることが出来るのではないか。

そして、

官房調査秘第六九号

大正九年七月二十一日

大臣官房調査課長事務取扱南部光臣 朱印

大臣官房総務課長殿

依命通牒

勲一等芳麿王殿下ニ家名ヲ賜ヒ華族ニ列  
セラルルノ件皇族会議及枢密顧問ノ諮詢ヲ  
経テ本月二十日御裁可被遊候

を経て、

第五六号

立案 大正九年七月二十一日

大臣 侍従長 次官 宗秩寮総裁 調度頭

一 御紋附文台硯箱壹組 芳麿王

右

思召ヲ以テ可賜哉

と、御紋附文台硯箱が芳麿王に下賜されるのである。

次に『贈賜品録一 大正九年 調度寮』により、この文台硯箱は大正九年七月二三日に予備品中より下賜が決定され、さらに文台と硯箱、それぞれの外箱と帛紗が同日に発注されていることが判明する。

【史料二】 ※物品供給用野紙

受付年月日 大正九年七月二十四日

供給番号 延二二二九号 請求部局番号 第一二五号 請求年月日 大正九年七月二十三日

所属年度経費区分 九年度経常部

科目 款 宮廷費 項 御費 目 贈賜物品費 細分 賜与物品費 中 節 賜与物品

左記物件請求ス

調度頭 事務官 購買課長 局 会計課長 局

請求品目 御紋付文台硯箱 壹組 一五〇〇円 予備品

但 芳麿王へ賜与ノ分

覆 三十四円五〇銭 高島屋呉服店

箱 六十九円三〇銭 藤木祐二郎

計 一五〇〇

一〇三円八〇銭

右 請求ニ依リ 供給可然哉

第一二五号

調度頭

左記賜與ニ付調製スヘシ

大正九年七月二十三日

宮内大臣 朱印

記

一 御紋附文台硯箱壹組 芳麿王

思召ヲ以テ賜フ

見積書

一、御文台入箱 壹個

但シ桐柁製台指シ内側繰リ付キ銀鍍金鶴目

金物及萌黄真田紐付キ長サ式尺寸五分巾壹

尺四寸高サ六寸五分

代金四拾九円八拾銭也

一、御硯箱入箱 壹個

但シ桐柁製台指シ内側繰リ付キ銀鍍金鶴目

金物及萌黄真田紐付キ長サ壹尺式分巾

九寸二分高サ三寸五分

代金拾九円五拾銭也

右之通りニ御座候也

大正九年七月二十三日

東京市麹町区平河町三丁目十番地

藤木菊三郎代人

藤木祐二郎

電話九段八七〇番

調度寮御中

記  
品目 買数 価格 小計  
帛紗 壹枚 金拾九円

但白羽二重無双二布半薄真綿入外二同質木綿に入れ蒲

團並びに裕銀小道具覆付

文台覆 壹枚 金拾五円五拾銭

但白羽二重無双仕立 長面二尺七分 高四寸六分 上り  
巾一尺二寸一分

合金參拾四円五拾銭

右之通りニ御座候也

大正九年七月二十四日朱印

東京市京橋区南伝馬町一丁目八番地

株式会社高島屋呉服店東京支店

支配人 飯田新太郎 印

調度寮御中

ここに記された外箱の形状、大きさ、帛紗などは現在松楓詩絵文台硯箱



図1 松楓詩絵硯箱 外箱

が収められている保存箱と一致する。特に、桐製箱下部の座金（紐を通す孔の部分）に「銀鍍金鶴目金物」を施すなど、丁寧な仕上げとなっていることが、確認出来る。

そして、この記録によれば、御紋附文台硯箱は一五〇〇円で予備品より選ばれ、下賜が決定されている。そこで、次に『予備品録』より、この御紋附文台硯箱の制作発注について見てみる。

## 二、宮内省よりの松楓詩絵文台硯箱の制作発注

この時期、宮内省から下賜される品について、制作を発注し管理するのは調度寮であった。調度寮は明治四一年から大正一〇年の間に存在していた宮内省内務局である。

宮内省官制（宮内省官制（明治四〇年皇室令第三号）には第四十八条 調度寮ニ於テハ物品ノ購入整備及雑役ニ関スル事務ヲ掌ルと定められている。調度寮は大正一〇年以降は内蔵寮用度課となる。<sup>7)</sup>

この調度寮で発注し、納品された後、保管し、その後各所の要請に基づき、下賜・譲渡した品物が予備品である。

調度寮作成文書『予備品録』<sup>8)</sup>には、宮内省が発注し保管した予備品とその下賜に関する記事が記載されている。例えば発注（購入）には漆芸、銀器、陶磁器など工芸品の他、いわゆる「恩賜の煙草」や指揮刀、拳銃などがあり、支出（譲渡、下賜）先には、外国大使や、東宮職、陸軍戸山学校、競馬倶楽部や皇族・華族名などがあがる。

前稿において小松氏が引用した、戸島光孚自身の執筆の『漆工沿革概要及詩絵堂建立趣意』<sup>9)</sup>には、「略歴」項に「宮内省御用制作ノ重ナルモノ」の記載がある。その中には「老松楓文文台硯（此時ヨリ始メテ入銘スル事ヲ許サル）」との記述がある。これが山階芳麿拝領の松楓詩絵文台硯箱と同一の物と考えられる。そこで、この発注案件を調度寮作成文書『予備品録』より精査してみた。

その結果、『大正六年 予備品録一 調度寮』第五号案件に以下の史料を発見した。(傍線筆者)

【史料三】

第五号

※欄外 永久保存

立案大正六年一月二十九日 裁決大正六年二月二日

予備品管理部局長官調度頭 宮内事務官

内蔵頭 宮内事務官

予備用品購入回議書

一 御紋付金地多摩川ノ図蒔絵文台硯箱 忝組

代金千五百参拾五円也

製作請負人 荒木真弓

一 御紋付焼石目金地芍薬ニ連翹蒔絵料紙文庫硯箱 忝組

代金千九百四拾円也

製作請負人 林九兵衛

一 御紋付石目金地菊蒔絵料紙文庫硯箱 忝組

代金千三百円也

製作請負人 雨森菊太郎

一 御紋付金地四季草花ノ蒔絵料紙文庫硯箱 忝組

代金貳千円也

一 御紋付金地老松ニ紅葉ノ蒔絵文台硯箱 忝組

代金千五百円也

右二点製作請負人 三上治三郎

右購入ヲ要シ候ニ付別紙見積書ノ通り製作相命シ可然哉

購入仕訳書發送六年二月二日

購入通牒書發送 年 月 日

納品 濟 年 月 日 代金請求書送付 年 月 日

荒木ノ分六年七月十二日 納済 荒木ノ分六年七月二十日

三上ノ分同年八月十八日 納済 三上ノ分同年八月二十三日

林ノ分 同年九月四日 納済 林ノ分 同年九月六日

雨森ノ分同年九月十七日 納済 雨森ノ分同年九月十九日

三上ノ分同年十二月二十日 納済 三上ノ分同年十二月二十四日

購入通牒書發送

荒木ノ分六年七月十三日

三上ノ分同年八月二三日

林ノ分 同年九月五日

雨森ノ分同年九月一八日

三上ノ分同年十二月二日

調度寮伺第五号

※欄外 大正六年一月二十二日 宮内大臣認可

立案大正六年一月十八日 決裁大正六年二月二十二日

大臣 内蔵頭 次官 調査課長

伺

大正六年度 予備用品

一 御紋付料紙文庫硯箱 参組 四季草花ノ図

菊ノ図

芍薬ニ連翹ノ図

一 御紋付文台硯箱 忝組 多摩川ノ図

老松ニ紅葉ノ図

右購入ヲ要シ候処見積金額千円以上ニ付皇室会計令施行規則第九十六条ニ依り御認可相成度

(終)

..... (この部分に御紋付金地多摩川ノ図蒔絵文台硯箱より御紋付金地四季草

花図蒔絵料紙文庫硯箱までの仕様書が挿入されるが略す)

見積書

一、金壹千五百円也

御紋附金地老松ニ紅葉図蒔絵

御文台硯箱小道具付

壺組

別紙仕様書ノ通り

右之代価ヲ以テ充分入念ニ製作上納可致候也

京都市高辻通柳馬場西入

大正六年一月 日 三上治三郎 印

調度寮 御中

御文台硯箱仕様書

一御紋附金地老松ニ紅葉図蒔絵文台硯箱

壺組

一硯箱甲面 御紋章 割上ケ焼金丸鋌高蒔絵(荒極丸鋌)

一文台及硯箱ノ甲面及側面ノ老松ニ紅葉 総テ焼金

花粉ヲ以テ研出シ金地トシ樹木ハ高蒔画肉上ケ切金入り

葉ハ高蒔画附ケ書キ又ハ研出シトシ遠近ノ情ヲ取ル

一文台ノ表面及硯箱ノ内部 文台ノ表面及足裏

硯箱ノ内部及底裏ハ純金小三及小三ノ小 梨子地詰蒔

トシ蓋裏及身内ノ春草ハ焼金青金高蒔画切金

入又ハ研出シ岸ハ薄肉上ケ高蒔画水ハ青金研出シトス

一金具水滴及小道具 金具ハ純銀ニテ桜楓ノ地彫リトシ

水滴ハ純銀ニテ桜地彫リニ金ヲアシライ小道具ハ純金小三及

小三ノ小梨子地詰蒔キニ楓散ラシ蒔画トシ金具ハ純銀地彫トス

一生地 文台ノ形式ハ角立硯箱ハ角丸形トシ素地ハ檜ノ

能ク乾燥セル良材ヲ以テ作り布着堅地ニ堅牢ニ塗り文台

ノ足ニ純銀覆輪ヲナシ硯箱合口ニハ銀縁ヲ嵌入ス

一箱及包物 椗外箱及糊無鬱金巾薄綿入帛紗付

一製作人氏名 戸島光孚

右之通仕様ヲ以テ充分入念ニ製作上納可致候也

京都市高辻通柳馬場西入

大正六年一月 日

三上治三郎 印

調度寮 御中

調度頭男爵小原駿吉(以下甲ト称ス)ハ請負人三上治三郎(以下乙ト称ス)

ニ対シ左記物品調製ニ関シ請負契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

一御紋付金地老松ニ紅葉図蒔絵文台硯箱 壺組

別紙仕様書ノ通り

右代金壹千五百円也

第一条 乙ハ本契約締結ノ日ヨリ滿百五拾日間に二本件物品ヲ仕様

書ノ通りニ調製シテ調度寮ニ納入シ甲ノ検査ヲ受クヘシ

検査終了以前ニ係ル納入品ノ亡失毀損ハ総テ乙ノ負担トス

第二条 乙ハ本契約ノ履行ヲ担保スル為メ本契約締結ノ日ニ於テ甲ニ於テ

認可セル一名ノ保証人ヲ立ツヘシ

第三条 甲ハ第一条ニ依リ検査ノ上合格セサルモノヲ発見セルトキハ乙ニ対シ

テ直ニ引換ヲ命スヘシ

(以下契約書が続ク)

しかし、納入期日が迫っても、製品が完成しなかつたとみえ、次頁には以下の延期願いが綴られている。

延期願

一金地御紋付金地老松紅葉蒔絵文台硯箱 志組  
 右ハ上納期日七月二三日ニ有之候処天候ノ都合ニテ  
 仕事意外ニ手間取り候ニ付完全ニ仕上ケ上納致度  
 候ニ付甚勝手ケ間敷申兼候へ共何卒日数向フ  
 三十日間御猶予被下候様此段御願申上候也

大正六年七月二十二日

京都市高辻通柳馬場西人

調度寮 御中

三上治三郎

この一連の史料・仕様書の記載は、山階宮芳麿王に下賜された松楓蒔絵文台硯箱(図2)と一致する。つまり、松楓蒔絵文台硯箱は大正六年一月に三上治三郎に制作発注された「御紋付金地老松紅葉蒔絵文台硯箱／一五〇〇円」であり、蒔絵制作者は戸寫光孚であったこと、また制作が間に合わず、納期の延期が願い出されていることが、確認できたのである。

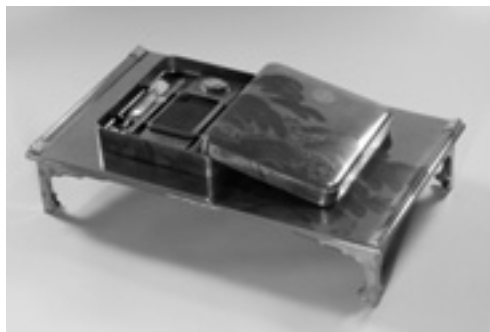


図2 松楓蒔絵文台硯箱

### 三、宮内省発注の戸寫光孚制作漆工芸品

前述の戸寫光孚執筆『漆工沿革概要及蒔絵堂建立趣意』中の「宮内省御用製作ノ重ナルモノ」には、「松老手箱、山路菊手箱、藤手箱、葛手箱、

老楓文台硯、老松楓手箱(二個)、竜胆手箱、童舞手箱、桜楓手箱、楓ニ流水手箱、椿手箱、躑躅手箱、老松楓文文台硯(此時ヨリ始メテ入銘スル事ヲ許サル)、水仙手箱、桜手箱(二個)、菊紋章散手箱、四季花料紙硯、岩浪文台硯、四季草花手箱、保津川手箱、保津川文台硯(制作中)等外略」の記載がある。

そこで大正年間の調度寮作成『予備品録』<sup>11)</sup>を精査した。その結果、松楓蒔絵文台硯箱だけでなく戸寫光孚に制作が依頼された案件と、この「宮内省御用製作ノ重ナルモノ」が一致する作品があり、発注の詳細、及びその下賜先(一部)が明らかになることがわかった。(【表1】『予備品録』中戸寫光孚制作と推定される作品一覧)

さらに、『予備品録』中、戸寫光孚以外で蒔絵制作者として名が記されている者は「御紋付金地藤花蒔絵手箱 受注者稲垣和二郎 蒔絵師迎田秋悦 五〇〇円」<sup>12)</sup>や「御紋章付金地多摩川之図蒔絵文台硯箱 受注者漆工合資会社 製作者船橋舟珉 一八〇〇円」<sup>13)</sup>などに限られ、制作者名が入る案件は少なく、依頼される制作者は限られていることが判明した。ここに名があがった迎田秋悦、船橋舟珉はいずれも近代漆芸界を代表する作家である。

次に【表1】にあらわれる受注先を確認してみる。受注先は、当然ながらいずれも京都の工房である。<sup>14)</sup>

三上治三郎は高辻通柳馬場西で揚光堂を営み、多くの競技会共進会、万国博覧会や内国勸業博覧会で受賞、また多くの競技会で審査員をしている人物である。<sup>15)</sup>なお揚光堂は現存していない。西村彦兵衛は現在も続く老舗漆器商「象彦」の八代西村彦兵衛である。<sup>16)</sup>『京都漆器同業組合員名簿』<sup>17)</sup>の「商人」部では、三上治三郎が筆頭に記され、次に西村彦兵衛が続く。

京都奨美会雨森菊太郎は政治家、実業家で、京都府会議員、京都市会議員を経て、明治三十一年衆議院議員。日出新聞社長や京都府農工銀行頭取をつとめた人物であるが、『京都漆器同業組合員名簿』中にはその名前はない。

戸寫光孚と共に蒔絵制作者として記名がある迎田秋悦は、前掲の『京都漆器同業組合員名簿』の「蒔絵師」部の中で、戸寫光孚が筆頭に記され、次に迎田の名があがっている。

表1 『予備品録』中 戸寫光孚制作と推定される作品一覧

「漆工沿革概要及蒔絵堂建立趣意」中の名称	『予備品録』中の名称	年度	文書番号	受注先	制作者	価格	『予備品録』にあらわれる下賜先	下賜年度
山路菊手箱	御紋付金地山路菊蒔絵手箱	大正二年	第一三号	京都奨美会雨森菊太郎		460円		
藤手箱	御紋付蒔絵手箱 藤ノ図	大正四年	第一六号	西村彦兵衛		500円	西国特命全権公使 ドン・ラミロ・ヒル・テ・ウリバリ	大正四年
葛手箱	御紋付蒔絵手箱 葛萩女郎花ノ図	大正四年	第一四号	三上治三郎		400円	渡辺宮内大臣	大正四年
老松楓手箱 (二個)	御紋付老松ニ紅葉ノ図蒔絵手箱	大正四年	第五六号	三上治三郎		500円	米國特命全権大使 妻ガスリ	大正六年
竜胆手箱	御紋付竜胆蒔絵手箱	大正三年	第一八号	三上治三郎		500円	男爵米田虎雄	大正三年
童舞手箱	御紋付蒔絵手箱 童舞図	大正四年	第一五号	京都奨美会雨森菊太郎		375円		
桜楓手箱	御紋付金地桜楓御料紙硯箱	大正四年	第六〇号	三上治三郎		1500円		
躑躅手箱	御紋付躑躅蒔絵手箱	大正三年	第七号	西村彦兵衛		450円	内匠寮御用掛 五十嵐秀助	大正三年
老松楓文文台硯 (此時ヨリ始メテ入銘スル事ヲ許サル)	御紋付金地老松ニ紅葉図蒔絵文台硯箱	大正六年	第五号	三上治三郎	製作者戸寫光孚	1500円		
水仙手箱	御紋付金地水仙蒔絵手箱	大正六年	第二〇号	西村彦兵衛	製作者戸寫光孚	470円	特命全権大使 林権助	大正七年
桜手箱 (二個)	御紋付桜蒔絵手箱	大正二年	第八号	三上治三郎		480円	片岡直温	大正三年
菊紋章散手箱	梨地御紋散手箱	大正六年	第一五号	西村彦兵衛		400円		
四季花料紙硯	御紋付金地四季草花蒔絵手箱 草花蒔絵料紙文庫硯箱	大正六年	第五号	三上治三郎	製作者迎田秋悦 →戸寫光孚	2000円		
岩浪文台硯	御紋付荒磯蒔絵文台硯箱	大正七年	第五号	三上治三郎	蒔絵製作者戸寫光孚	1485円		
四季草花手箱	御紋付金地四季草花蒔絵手箱	大正七年	第八号	西村彦兵衛	製作者戸寫光孚	650円		
保津川手箱	御紋付山水蒔絵手箱 (保津川ノ図)	大正七年	第六号	三上治三郎	製作者戸寫光孚	850円		
保津川文台硯 (製作中)	御紋章付保津川之図蒔絵文台硯箱	大正八年	七号	三上治三郎	蒔絵製作者戸寫光孚	2300円		

【史料三】で、大正六年一月二十九日に「御紋付金地老松ニ紅葉図蒔絵文台硯箱」と同時に三上治三郎に発注されていた「御紋付金地四季草花蒔絵料紙文庫硯箱」はその後の史料によると、制作途中で制作者が迎田秋悦より戸寫光孚へ変更になっている。  
この変更について、一部史料翻刻し、戸寫光孚の地位、評価などを確認してみたい。

【史料四】(傍線筆者)

第五号

製作者変更御願

一 御紋付金地四季草花蒔絵料紙文庫硯箱 壹組  
御上

右製作者人曩ニ迎田秋悦ト上申致置  
候処同人義本品謹製承諾致候後契  
約書拝受手續完了致シ生地銀録  
等出来上り蒔絵ニ着手スル手頃ニ相成候  
迄ノ間ニ於テ奨美会ノ依頼ニ係ル料紙硯  
箱及文台硯箱等ノ製作御引受け候由ニテ  
其上ヘ技術並ニ期日等ニ於テ責任重大ナル  
仕事ヲ全フスルコト困難ノ事情アリトテ  
辞致来候就テハ甚タ不都合ノ次第ニテ申  
兼候へ共本人製作者人ヲ戸寫光孚ニ御変  
更願上度候何卒特別ノ御詮議ヲ以テ御聴  
許被成下候様此段御願奉申上候 但し光孚  
ト秋悦トハ技術同等ニ御座候  
大正六年四月八日

京都市高辻通柳馬場西入

三上治三郎



宮内省調度寮 御中

【史料四】によれば、迎田秋悦の仕事が重なったため、制作者を戸寫光孚に変更したいと願っているのである。そして、迎田秋悦と戸寫光孚の技術は同等である、としている。

調度寮はこの変更を聞き入れ、制作者を戸寫光孚に変更し、三上治三郎と契約書結び直した。

しかし、戸寫光孚も納入期限に間に合わず、その後、「延期御願」を提出している。理由は「金塊不足、金粉品切」となっている。そしてさらに、再びの「延期御願」が出された。今度の理由は「戸寫光孚儀少々病氣ニテ仕事捗ラリ」である。結局大正六年二月二〇日までの再度の延期を申し出、ようやく二月一日に「御紋付金地四季草花絵料紙文庫硯箱」を納品したのである。

そして、この変更願を機に『予備品録』に表れる蒔絵制作者は、京都では戸寫光孚、となっていくのである。

## おわりに

前稿で小松氏は西村彦兵衛と戸寫光孚について、「密接な関わりがあったと考えられるが、その力関係はどのようなものであったのか、作品を制作していく上で、両者の間に隔意はなかったのか」との疑問を呈している。また「工房の主宰者と作家（職人）の関係については、象彦と戸寫光孚の場合に限らず、美術業界にとって重要なテーマ」であるが不明な部分が多く、今後究明を進めていく必要性を指摘している。

今回の調査により、この課題に対し、以下のような推論をたてることが出来たのではないか。

戸寫光孚は一時期象彦が運営する美術蒔絵学校の校長を務めるなど、西村彦兵衛（象彦）と関係が深かったが、西村彦兵衛のみの仕事を請けてい

たわけではなく、京都漆工業界全体から仕事を依頼され制作をしていた。

宮内省よりの発注は西村彦兵衛、三上治三郎、京都獎美会雨森菊太郎など京都漆工業界全体に対して、偏りなくされているが、西村彦兵衛、三上治三郎が「蒔絵制作者」として名を上げて依頼しているのは、戸寫光孚と迎田秋悦である<sup>20)</sup>。そして、【史料四】で見たように、戸寫光孚は、迎田秋悦が出来なかった作品制作を代わって務めた。このことは『京都漆器同業組合員名簿』『蒔絵師之部』で戸寫光孚が筆頭となっていることを裏付けるものとなっている。

【表一】中の戸寫光孚への発注元を見ると、三上治三郎一回、西村彦兵衛五回、雨森菊太郎二回となっており、この表で見る限りは、戸寫光孚への制作依頼回数は、三上治三郎の方が断然多く、西村彦兵衛の二倍となっている。

戸寫光孚にとっての依頼主は、おそらく、唯一、皇室（宮内省）であった。ゆえに中間依頼主の三上治三郎や西村彦兵衛などを、特記する必要があるなかったのではないか。戸寫光孚自身執筆の『漆工沿革概要及蒔絵堂建立趣意』に西村彦兵衛（象彦）との関係性が触れられていないことから、小松氏は西村彦兵衛との関係性を「隔意」と記したが、西村彦兵衛だけでなく、三上治三郎や雨森菊太郎についても、同書には記されていないのである。

『予備品録』中には他の工芸品の発注も掲載されている。例えば「御紋付銀花瓶 樓閣山水ノ図彫」の発注先は「海野勝珉」、御紋付七宝花瓶 檜二鳩ノ図」は「濤川惣助」などと、作家に直接発注されているのである。しかし、戸寫光孚の場合は、必ず三上治三郎や西村彦兵衛を通じての発注となる。工房の主催者とはならない漆工作家の地位がここに表れているのではないだろうか。

なお、今号掲載の小松大秀「続・松楓蒔絵文台硯箱と戸寫光孚」において、小松氏が調査した戸寫光孚「桜樹蒔絵手箱」（泉屋博古館蔵）は、『予備品録』中に発見できなかった。この作品が、大正一〇年住友友純の社長就任の際に下賜された作品であるとすれば、発注はそれ以前となる。しか

し、註8に記した通り、『予備品録』は大正八年までしか残存しない。そして、現存する大正八年までの『予備品録』に該当する記載はなかった。つまり、この作品の制作年代は大正一〇年下賜品であるならば、大正九年か一〇年初頭に限定されるのである。

今回の論考は、松楓蒔絵文台硯箱の発注に関わる史料が、宮内公文書館にあるのではないかと推測したところに端を発している。そのため「特定歴史公文書等利用請求書」で申請し、審査を経て、閲覧を許された史料全編をつぶさに調査・分析するところまでには至っていない。ここまでの記述でも明らかのように『予備品録』は、皇室下賜の工芸品を考察する上では、第一級の史料であることは、明らかである。今後同史料の調査を継続し、大正期皇室発注の工芸品制作の一端でも明らかにしたいと考えている。

本稿を執筆するにあたって、宮内庁書陵部宮内公文書館長野村肇氏とする同館の方々、株式会社象彦西村毅氏、学習院大学文学部助教田中潤氏、学習院大学史料館客員研究員岩壁義光氏、同小松大秀氏にご助力・御教示を賜った。特に小松氏には工芸品制作過程について指導をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

#### 註

- (1) 小松大秀「松楓蒔絵文台硯箱と戸寫光孚」(『学習院大学史料館紀要 一八号』二〇一一)松楓蒔絵文台硯箱は山階鳥類研究所よりの寄託品。
- (2) 戸寫光孚は史料上では戸島光孚と記されているものも多いが、戸寫光孚の経歴や業績について詳しく調査された、洲鎌佐智子「近代京都の蒔絵師 戸寫光孚について」(京都文化博物館研究紀要『朱雀』第九集 一九九七)に基づき、戸寫光孚と統一記載する。
- (3) 宮内公文書館特定歴史公文書等利用については岩壁義光「旧幕臣系男爵の授爵について―宮内公文書館所蔵「授爵録」の分析を通じて

(『学習院大学史料館紀要一八号』二〇一一)、宮内庁ホームページに詳しい。

- (4) 『皇親録』一 大正九年 総務課「識別番号 68824  
なお史料中の※印は予備情報として筆者が追加した。また改行は史料通りとした。以下同。

- (5) 『贈賜品録』一 大正九年 調度寮「識別番号 66296

- (6) 座金を付けることで、所蔵する家あるいは中の道具の格式を表現する。

- (7) 内蔵寮用度課は物品の購入、保管、出納にあたる。

- (8) 現存するのは、明治九年から大正八年までと昭和三年から昭和二二年である。調度寮自体が明治四一年から大正一〇年までしか存続していなかったのに、なぜ調度寮作成文書が明治二年から昭和二二年までの文書が存在するのか。おそらく宮内省の統一的な公文書管理を定めた「公文書類編纂保管規程」が明治四四年制定であるため、その時に存在していた部局名がその後も使用され続けていたものと考えられる。

- (9) 株式会社象彦社長西村毅氏よりこの小冊子をご教示いただき、画像の提供を受けた。

- (10) 『大正六年 予備品録』一 調度寮「識別番号 936 / 1

- (11) 『大正二年 予備品録』一 調度寮「識別番号 932

- 『大正三年 予備品録』一 調度寮「識別番号 933 / 1

- 『大正四年 予備品録』一 調度寮「識別番号 934 / 1

- 『大正六年 予備品録』一 調度寮「識別番号 936 / 1

- 『大正七年 予備品録』一 調度寮「識別番号 937 / 1

- 『大正八年 予備品録』一 調度寮「識別番号 938

- (12) 「大正六年 起案第二〇号 御紋付金地水仙蒔絵手箱 西村彦兵衛 制作者戸寫光孚 四七〇円」と同案件で発注されている。

- (13) 「大正八年 起案第七号 御紋章付保津川之図蒔絵文台硯箱 三上治三郎 蒔絵制作者戸寫光孚 三三〇〇円」と同案件で発注されている。

- (14) 迎田秋悦。明治一昭和時代前期の漆芸家。明治一四年生まれ。生地

の大阪から京都にうつり、浅井忠の指導をうける。明治三十九年凶案研究の団体京漆園を結成。蒔絵作家として知られた。帝展工芸部の設置につとめ、のち帝展審査員。作品集に「京蒔絵文様集」。(『講談社日本人名大辞典』講談社 二〇〇一)

船橋舟珉。近代の蒔絵師。生没年不詳。東京に生まれる。本名は岩次郎。

蒔絵師植松抱民に学び、同じ抱民門下の保井抱中とともに活躍した。

明治一〇年に抱民とともに精工社の職人になる。明治一四年から

の内国勸業博覧会、明治三三パリ万国博覧会、明治三七年セントル

イス万国博覧会、漆工競技会などに出品し、受賞する。(『漆工辞典』

漆工史学会編 角川学芸出版 二〇一一)

(15) 『予備品録』全体では東京の林九兵衛が一番多く表れる。林九兵衛は

「木屋」刃物店にかつてあった漆部門である。

(16) 『漆工辞典』(漆工史学会編 角川学芸出版 二〇一一)

(17) 象彦についての説明は註1に詳しい。

(18) 株式会社象彦社長西村毅氏よりこの小冊子をご教示いただき、画像

の提供を受けた。

(19) 『講談社日本人名大辞典』(講談社 二〇〇一)

(20) 大正六年起家第二三号で御紋散梨子地手箱が雨森菊太郎に発注され

た際に江馬長閑を制作者としている。

(21) 明治時代の彫金家。天保一五年生まれ。初代萩谷勝平、伯父の初代

海野美盛に彫金をまなぶ。明治一〇年第一回内国勸業博覧会に出品

し受賞。東京美術学校(現東京芸大)の雇員となり、加納夏雄に師事。

二七年同校教授。二九年帝室技芸員。色彩感のある象嵌と片切り彫

りを得意とした。(『講談社日本人名大辞典』講談社 二〇〇一)

(22) 明治時代の七宝作家。号魁香。弘化四年(一八四七)東下総鶴巻村(千

葉県海上郡海上町)の農家に生まれる。明治十年(一八七七)七宝

器の海外輸出を図り、アーレンス商会の七宝工場を譲り受ける。同

十三年ごろ、七宝の劃線を省く無線七宝の技法を発明、その絵画的

表現によって、同二十二年のパリ大博覧会、同二十三年第三回内国

勸業博覧会などで受賞。同二十九年、京都の並河靖之とともに帝室技芸員に任命された。同四十三年二月九日没。六十四歳。代表作として「七宝小禽図盆」(東京芸術大学蔵)、「七宝花盛器」(宮内庁蔵)がある。(『国史大辞典』吉川弘文館 一九七八)